

8月定例教育委員会会議 議事録

平成29年8月24日  
午後3時30分開会  
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

谷口委員長  
和泉委員  
梶谷教育長

大谷委員長職務代理者  
福田委員

欠席委員

安達委員

出席説明員

羽間学校教育部長  
服部教育委員会理事（学校教育部担当）  
島田学校教育部次長指導室長兼務  
野田教育政策室長  
大江教育センター所長  
沖田教育政策室参事  
植田教職員課長  
小西まなびの支援課長  
高田教育総務室主幹

木戸地域教育部長  
岸上学校教育部次長教育総務室長兼務  
落地域教育部次長  
橋本保健給食室長  
前田青少年室長子育て青少年拠点夢のながり未来館副館長兼務  
中井指導室参事  
角田教職員課参事  
脇谷放課後子ども育成課長  
各務教育政策室主幹

記録者

杉山教育政策室係員

8月定例教育委員会会議 議事録

午前3時30分 開会

谷口委員長	ただ今から8月定例教育委員会会議を開催いたします。 本日、安達委員は所用のため欠席する旨の届け出がされています。 署名委員に和泉委員、福田委員を指名いたします。 記録者に杉山教育政策室係員を指名いたします。 本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
沖田教育政策室参事	本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在傍聴希望者はいらっしゃいません。
谷口委員長	それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	異議なし。
谷口委員長	異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。 それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第28号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
高田教育総務室主幹	日程第1 報告第28号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」教育総務室より、御説明申し上げます。 本件は、平成29年8月1日付け人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき専決処分いたしましたので、御報告申し上げます。 対象者につきましては、議案書の次のページを御覧ください。 平成29年8月1日付け人事発令につきましては、給食調理員の異動で、計8名でございます。 以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。
谷口委員長	それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
全委員	異議なし。
谷口委員長	異議なしと認め、報告第28号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。 次に、日程第2 議案第51号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改正について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
中井指導室参事	日程第2 議案第51号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改正について」指導室より、御説明申し上げます。 本基本方針につきましては、平成27年10月の教育委員会協議会より教育委員のみなさまから御意見を頂き始め、2回の総合教育会議や、パブリックコメントも経て、平成28年8月に策定しました。 平成29年3月にいじめの防止等のための基本方針が改定され、併せていじめの重大事態の調査に関するガイドラインも策定されたことを踏まえ、この度、吹田市いじめ防止基本方針を一部改正いたします。

1 ページを御覧ください。「はじめに」の文章では、いじめが絶対に許されない行為であること等いじめ撲滅に向けた信念はそのまま残し、5 段落目に、平成 29 年 3 月 14 日の基本方針の改定、ガイドラインの策定と、吹田市いじめ防止基本方針を一部改正する理由を追加しております。

続いて、7 ページを御覧ください。

「(2) いじめ防止等に取り組む組織の整備」ですが、学校での組織の充実として、「いじめに関わる情報の共有、組織的対応等」という文言を追加しております。また、同じく 7 ページの「(3) いじめの未然防止の取組」には、意識の持ち方として、「いじめはこの学校でも起こりうるものであるという危機意識を常に持つとともに、」という文言を追加しております。

続いて、8 ページを御覧ください。

「(4) いじめの早期発見の取組」ですが、学校生活アンケートに関して、調査結果を校内のいじめに対応する委員会で共有することや、3 年間保管すること等、調査後の取り扱いについて詳しく追加しております。

続いて 9 ページを御覧ください。

「3 重大事態への対処」の「(2) 調査の主体と組織」ですが、学校や教育委員会が主体となって調査を行う場合の A や I に加えて、ウに教育委員会の附属機関である吹田市いじめに係る重大事態調査委員会の設置を追加しており、必要に応じて、附属機関を設置し、更なる専門的な調査を行うことができます。

各学校において、いじめの問題への対応は最重要課題の一つであり、学校いじめ防止基本方針を策定し、組織的にいじめ事案に対応しております。

また、吹田市全体が一丸となり組織的に対応することも必要です。本市におきましてもこの基本方針を踏まえ、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関との連携等一層の取組を強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図って参ります。

本日御議決いただきましたら、事務的な手続きを経て公表する予定です。本基本方針の改定について、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

吹田市いじめ防止基本方針をなぜ改定する必要があるのか、理由を教えてください。

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行され、3 年が経過する中で、国の動きとして、施行状況等について議論が行われ、平成 29 年 3 月 14 日に、国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定されました。併せて、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されたことを受けて、本市におきましても、いじめ防止基本方針を見直すものです。

なお、前回の策定にあたり、いただいたパブリックコメントの内容を踏まえて改定させていただいています。

今回の主な改定のポイントはどのような部分になるのか教えてください。

今回の主な改定点は、重大事態への対処におきまして、教育委員会の附属機関である吹田市いじめに係る重大事態調査委員会の設置についてです。

これまでは、委員会内に設置されているいじめ・不登校・虐待防止対策

谷口委員長  
和泉委員

中井指導室参事

福田委員

中井指導室参事

委員会を活用することになっておりましたが、より客観的な調査が必要な事案の場合には、教育委員会の附属機関として第三者により構成される組織である、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会を設置し、公平性、中立性を確保し、調査、報告を行うことを追加した点でございます。

大谷委員長職務代理者  
中井指導室参事

いじめの重大事態とは、どのような事態を指しているのでしょうか。

いじめ防止対策推進法では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」又は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」が重大事態となっております。

梶谷教育長

実際に重大事態が発生した時、どのように対応するのかもう少し詳しく教えてください。

中井指導室参事

吹田市いじめ防止基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにのっとり、対応します。

具体的には、被害児童生徒及びその保護者から、いじめにより重大事態が生じたと訴えがあった時には、その時点で重大事態か、否かを判断せず、重大事態が起こったものとして、報告、調査に当たります。調査の主体は、学校が主体となる場合、教育委員会が主体となる場合、または、教育委員会の附属機関として第三者により構成される組織が調査する場合がございます。調査結果は、いじめの被害児童生徒及び保護者に報告するとともに市長へ報告します。なお、調査結果の取扱いにつきましては、児童生徒及び保護者の心情やプライバシーの保護に十分配慮します。

谷口委員長

新しく、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会を設置するということですが、その構成員はどのような方で、何名ぐらいなのか教えていただけますか。

中井指導室参事

必要により、弁護士や医師、臨床心理士、社会福祉士、その他学識経験者、各1名を人選し、5名以内の組織を予定しております。

谷口委員長

先ほど公平性や中立性ということが書かれていたわけですが、どのような方法で構成員を選考するのか詳しく説明していただけますか。

中井指導室参事

公平性、中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように構成する必要があります。当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るようにします。

谷口委員長

それでは、この件について、他に御意見はございますか。

全委員

異議なし。

谷口委員長

異議なしと認め、議案第51号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改正について」を承認します。

次に、日程第3 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について、議案第52号「平成29年9月吹田市議会定例会 upper程の平成29年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高田教育総務室主幹

日程第3 議案第52号「平成29年9月吹田市議会定例会 upper程の平成29年度補正予算案について」教育総務室より、御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた平成29年9月議会に提案される平成29年度

補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の補正予算案の次のページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

歳出の補正についてでございますが、これは、地域教育部まなびの支援課が所管いたします山手地区公民館新築事業につきまして、地元と調整がまとまり実施設計が完了する予定となりましたので、新築工事関係費用といたしまして、工事監理業務委託料 2,935,000円を増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為につきましては、山手地区公民館新築事業に関するもので、施工年度が2か年にわたることから、期間を平成29年度から平成30年度までの2年間とし、限度額を195,273,000円とするものでございます。

次ページより工事概要をお示ししておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上が、教育に関する事務に係る平成29年度補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございますか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第52号「平成29年9月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算案について」を承認します。

次に、日程第4 教育長報告を議題とします。

内容は、平成29年9月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算案について（放課後子ども育成課所管分）です。

事務局の説明を求めます。

日程第4 教育長報告について、放課後子ども育成課より御説明申し上げます。

平成29年9月市議会定例会上程の平成29年度補正予算案、放課後子ども育成課所管分でございますが、地域教育部放課後子ども育成課が補助執行しております留守家庭児童育成室事業におきましては、留守家庭児童育成室の運營業務委託を進めておりますが、今回、新たに5か所の留守家庭児童育成室を選定し、平成30年度から委託していくこととしましたので、これに必要な予算を補正するものでございます。

まず、歳入でございますが、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金、並びに、民生費府補助金、子ども・子育て支援交付金、それぞれ、1,666,000円の増額は、留守家庭児童育成室の委託に際して、施設の増床等を予定しており、これに要する経費に対して、国、府の補助の増額を見込むものです。

次に、歳出予算でございますが、留守家庭児童育成費、16,115,000円の増額でございます。

その内訳といたしまして、報酬、336,000円は、委託事業者の選定に係る吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会の委員報酬を増額するものでございます。

谷口委員長  
全委員  
谷口委員長

脇谷放課後子ども育成課長

需用費、12,746,000円は、運營業務委託に際して、施設の増床や整備等を実施するため、修繕料等を増額するものでございます。

委託料、800,000円は、平成30年度からの委託運営に先立ち、平成29年度中に引継保育を実施するための経費でございます。

備品購入費、2,233,000円は、委託に際して、必要な備品の整備を行うものでございます。

次に、債務負担行為補正でございますが、追加といたしまして佐井寺留守家庭児童育成室から桃山台留守家庭児童育成室までの5件の留守家庭児童育成室運營業務につきましては、それぞれ、3か年の契約期間を予定しており、平成29年度から平成32年度までの期間で、佐井寺留守家庭児童育成室は90,000,000円、山五留守家庭児童育成室は90,000,000円、北山田留守家庭児童育成室は115,020,000円、藤白台留守家庭児童育成室は105,030,000円、桃山台留守家庭児童育成室は150,030,000円をそれぞれ上限額とし、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございますか。

異議なし。

御意見はないようですので、教育長報告を終わります。

恐れ入りますが、追加議案を2件、提出をさせて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計りいただきますよう、お願い申し上げます。

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第1、第2として議題とすることといたします。

それでは、議案を配布してください。

#### — 追加議案配布 —

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、追加日程第1については、人事案件ですので、吹田市教育委員会会議規則第7条ただし書きの規定により、秘密会としますが、御異議ございませんでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、本件を秘密会とします。

#### — 秘密会 —

ここで秘密会を解きます。

次に、追加日程第2 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について、議案第53号「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追加日程第2 議案第53号「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」指導室より、御説明申し上げます。

本件は、教育事務に関し市長の作成する議会の議決を経るべき条例議案

谷口委員長  
全委員  
谷口委員長  
沖田教育政策室参事

谷口委員長

全委員  
谷口委員長

谷口委員長

全委員  
谷口委員長

谷口委員長

島田学校教育部次長指導室長兼務

について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、意見を求められているものでございます。

議案書の次のページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

改正の趣旨につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する組織として、教育委員会の附属機関としまして、新たに吹田市いじめに係る重大事態調査委員会を設置するものです。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に重大事態とは、1、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大被害が生じた疑いがあると認めるとき、2、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定されており、重大事態が発生したときには、校長は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に事態発生をについて報告をすることとなっております。

報告を受け、学校又は教育委員会が主体となって調査を行いますが、いずれの場合も必要に応じて、個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関を設置し、公平性、中立性を確保しながら調査を行うために、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会を設置するものです。

吹田市いじめに係る重大事態調査委員会の委員としましては、5人以内とし、委員には、弁護士1名、医師1名、臨床心理士1名、社会福祉士1名、その他学識経験者1名を予定しております。

以上、よろしく御審議頂き、御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、他に御意見はございますか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第53号「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第54号「平成29年9月吹田市議会定例会 upper程の平成29年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追加日程第2 議案第54号「平成29年9月吹田市議会定例会 upper程の平成29年度補正予算案について」教育総務室より、御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた平成29年9月議会に提案される平成29年度補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の補正予算案の次のページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

歳出の補正についてでございますが、これは執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正し、教育委員会の附属機関としまして、新たに吹田市いじめに係る重大事態調査委員会を設置することに伴い、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会の委員報酬、345,000円を増額するものでございます。

内訳としましては、委員を5人、日額を8,400円とし、会議を5回開催、また、社会福祉士及び臨床心理士による聞取りを8回行うものとして、算定しております。

以上が、教育に関する事務に係る平成29年度補正予算案の説明でござ

谷口委員長  
全委員  
谷口委員長

高田教育総務室主幹

谷口委員長  
全委員  
谷口委員長

います。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、他に御意見はございますか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第54号「平成29年9月吹田市議会定例会 upper程の平成29年度補正予算案について」を承認します。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後5時5分